



平成 23 年 1 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 みなと銀行
代表者名 取締役頭取 尾野 俊二
(コード番号 8543 東証・大証第1部)
問合せ先 執行役員企画部長 森本 剛
(TEL.078-333-3224)

「従業員持株会連携型ESOP」導入（詳細決定）に関するお知らせ

当行は、平成 22 年 11 月 11 日開催の取締役会において、「従業員持株会連携型ESOP」（以下「本ストラクチャー」といいます。）の導入を決議いたしました。本日開催の取締役会においてその詳細を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本ストラクチャーの目的

本ストラクチャーの導入により、従業員の経営への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当行の企業価値の向上を目指しております。

2. 本ストラクチャーの概要

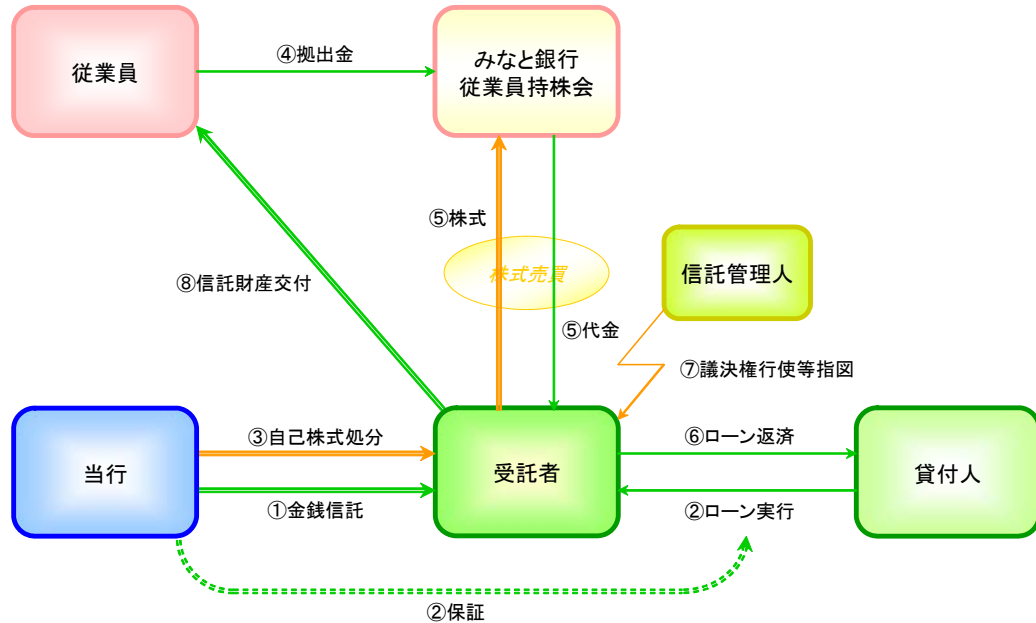
本ストラクチャーにおいて、当行株式の保有及び処分を行う信託（以下「本信託」といいます。）を設定のうえ、本信託の受託者である株式会社三井住友銀行（以下「受託者」といいます。）が、当行の従業員持株会である「みなと銀行従業員持株会」（以下「当行持株会」といいます。）による当行株式の継続的かつ安定的な買付けに資するために、(i)借入れにより調達した資金をもって、当行持株会が今後 5 年 11 ヶ月間に亘り買付けることが見込まれる数において、当行が処分する自己株式である当行株式を取得したうえ、本信託の信託財産に属する当行株式を売り付けること、(ii)本信託の信託財産に属する当行株式につき、当行持株会の会員（以下「会員」といいます。）の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、(iii)本信託の信託財産に属する当行株式の売却によって当該借入れ返済後も余剰が生じる場合、金銭を会員のうち所定の要件を充足する者に交付すること等を実施いたします。

また、当行は、受託者による借入れについて保証いたしますので、万一本信託の終了時までには当行株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。よって当行株価の下落により、信託終了時点において信託財産内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合には、保証契約に基づいて、当行が保証人として当該残債を一括弁済（保証履行）することとなりますが、従業員（会員）への負担は一切ございません。

なお、当行は、本件導入決議と同時に、保有する自己株式 7,923,821 株（平成 23 年 1 月 26 日現在）のうち 7,450,000 株（1,095 百万円相当）を受託者に対して処分することを決議いたしました（詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください）。

3. 本ストラクチャーの仕組み

「従業員持株会連携型 ESOP」とは、当行持株会と受託者とが当行株式の売買及び議決権行使等の際して連携することを通じて当行の企業価値の向上を目指す新しい従業員持株制度です。



- ① 当行は、当行持株会の会員又は会員であった者のうち所定の要件を充足する者（以下「適格会員」といいます。）を受益者として、本信託の受託者に対し、金銭を信託します。なお、当該金銭は、本信託の運営費用に充当されます。
- ② 受託者は、貸付人から借入れを受けます。なお、当該借入れに際し、当行は、貸付人に対して保証を提供し、その対価として受託者から保証料を受け取ります。なお、株価の下落により本信託の終了時まで受託者の借入れが完済されず、本信託が負担する借入債務が残る場合には、保証契約に基づき当行が保証履行し、貸付人に対して一括して弁済いたします。
- ③ 当行は、受託者に対し、当行保有の自己株式を処分します。
- ④ 当行持株会の会員は、給与及び奨励金（福利厚生費）をもって、当行持株会に対し株式購入資金を拠出します。
- ⑤ 受託者は、本信託の信託財産に属する当行株式を時価で売り付け、また、当行持株会は、会員からの拠出金及び当行株式に係る配当金をもって、当行株式を時価で買い付けます。
- ⑥ 受託者は、当行株式の売却代金及び当行株式に係る配当金をもって、貸付人に対する借入れの返済を行います。
- ⑦ 受託者は、信託管理人の指図により、本信託の信託財産に属する当行株式に係る議決権につき当行持株会における議決権行使結果を比例的に反映する内容において行使します。
- ⑧ 本信託は、信託期間満了日のほか、信託財産内の当行株式が全て売却された場合など、定められた終了事由が発生した場合に終了いたします。受託者は、適格会員に対し、信託終了時において残存する信託財産を交付します。その際、当行は、受託者から、本信託の運営費用に充当されなかった金銭の交付を受けます。

4. 本信託の概要

- ① 委託者： 当行
- ② 受託者： 株式会社三井住友銀行
- ③ 受益者： 当行持株会の会員又は会員であった者のうち所定の要件を充足する者
- ④ 信託契約日： 平成 23 年 1 月 27 日
- ⑤ 信託期間： 平成 23 年 1 月 27 日から平成 28 年 12 月 30 日まで
- ⑥ 信託の目的： 当行持株会による当行株式の継続的かつ安定的な買付けに資するための当行株式の取得・保有・処分及び受益者（適格会員）に対する信託財産の交付

以 上